

2/16(金)  
～3/15(木)

# 税の申告受付が始まります

住民税や所得税の申告を忘れたり、誤った申告をすると、加算金や延滞金を課せられる場合があります。また、「所得証明」や「納税証明」等の発行ができなくなったり、各種保険料(税)・保育料・福祉関係の手当等の算定に不都合が出る場合があります。

控除対象配偶者や扶養親族となっている場合を除き、収入がない方でも申告が必要となります。

ご不明な点は、税務署もしくは役場税務課までお問い合わせください、早めの申告にご協力をお願いします。

## 申告受付日程

対象地区	期 日
下福田、和泉、菅田	2月16日(金)
	2月19日(月)
上福田、中尾、土塩	2月20日(火)
	2月21日(水)
山田、伊古	2月22日(木)
	2月23日(金)
月の輪(1～7丁目)	2月26日(月)
	2月27日(火)
月輪	2月28日(水)
	3月1日(木)
六軒、都	3月2日(金)
	3月5日(月)
羽尾(1～3区)	3月6日(火)
	3月7日(水)
みなみ野・十三塚、水房	3月8日(木)
	3月9日(金)
上記日程に都合がつかない方	3月12日(月)
	3月13日(火)
	3月14日(水)
	3月15日(木)

■会場 役場2階会議室  
■時間 午前9時～11時、午後1時～4時  
※土・日曜日は閉庁となります。

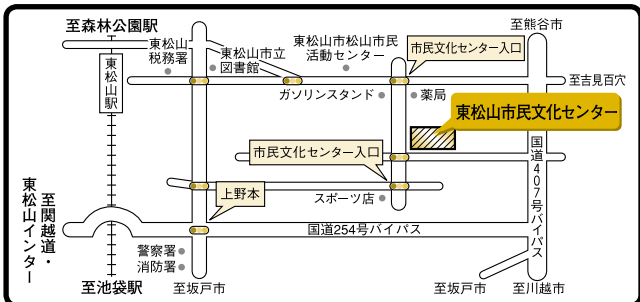
## ▼申告が必要な方

- 所得税**
- 1 給与の年間収入金額が2千万円を超える方
  - 2 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方(20万円以下の方でも住民税申告は必要です。)
  - 3 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方(20万円以下の方でも住民税申告は必要です。)
  - 4 計算上、所得税のかかる方
  - 5 その他、医療費控除を受けようとする方や年末調整を受けていない方

## ▼申告に必要なもの

- 住民税**
- 1 計算上、所得税はかからないが、給与や年金以外で所得があった方の扶養となっていない方
  - 2 収入がなく、どなたからも税法上の平成30年度において、所得・課税証明書が必要となる方
  - 3 国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方
- 所得税**
- 1 印鑑(朱肉を使用するもの)
  - 2 マイナンバーカードまたは通知カード及び免許証等の本人確認書類
  - 3 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
  - 4 事業(営業等・農業)及び不動産所得がある方は収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
  - 5 ※収支内訳書は必ず計算してきてください。
  - 6 ※営業、農業、不動産等の事業をされている方は、事業の収支内訳書の基となる帳簿の記帳と保存が義務付けられています。
  - 7 社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除等の控除関係の書類
  - 8 所得税の申告をされる方は本人名義の通帳及び金融機関にお届けの印鑑
  - 9 その他、必要と思われる書類(障害者手帳など)

## 税務署の確定申告会場は東松山市民文化センターです



### ■開設期間及び受付時間

2月16日(金)～3月15日(木) 9時～16時(土・日曜除く。)  
※上記期間中は東松山税務署では申告相談を行っていません。

- 次の申告については税務署の申告会場で申告をしてください**
- 1 譲渡所得(土地・株式・ゴルフ会員権等)の申告
  - 2 ※公共団体のみに土地を譲渡された方は、役場で申告ができます。
  - 3 利子所得、配当所得、退職所得の申告
  - 4 外国税額控除のある方
  - 5 住宅借入金等特別控除を受ける方
  - 6 雑損控除の申告
  - 7 青色申告や繰越損失の申告
  - 8 消費税・贈与税・相続税の申告
  - 9 死亡した納税義務者の収入の申告(準確定申告)
  - 10 過年分に関する所得税の申告
  - 11 その他複雑な内容の申告のある方

**医療費控除に関する明細書の提出が義務になります**

**医療費控除を適用される方へ**

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となります。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

- ・提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。
- ・平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

**セルフメディケーション税制**

特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出及び②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

**還付申告は2月15日(木)まで  
東松山税務署で受け付けています**

東松山税務署では、医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告を、2月15日(木)まで受け付けています。

また、還付金の受け取りには便利な口座振込をご利用ください。振込口座はご本人名義の口座に限りますので、口座番号等を確認のうえ東松山税務署へお越しください。

**受付期間**

1月4日(木)～2月15日(木)の9時～17時(※土・日・祝日を除く)。

**復興特別所得税額の記載漏れに注意**

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として、各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税」欄の記載漏れのないようご注意ください。




**公的年金等に係る確定申告不要制度**

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。



申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告の際には、

- マイナンバーカードまたは
- 通知カード及び本人確認書類(自動車運転免許証・パスポート・保険者証など)をお持ちください。

**確定申告書は自宅で作成できます**

確定申告期間中は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で確定申告書等が作成できます。

～申告書作成から提出までの流れ～

